

特集《知財と外国語》

日本語特許明細書の韓国語翻訳における留意点に関する考察

韓国弁理士 金 承植⁽¹⁾
 韓国弁理士 李 準⁽²⁾



要 約

特許権の権利範囲を決定する明細書及び請求の範囲は、的確な用語や表現を用いて作成することが極めて重要であり、これは日本語明細書に基づいて韓国語に翻訳して韓国に特許出願をする場合にも同様である。本稿では、韓国特許出願のために日本語明細書を翻訳するときに生じ得る問題点と、これに鑑みた日本語明細書の作成及び翻訳作業における留意事項、そして実際の日韓翻訳現場での業務内容について紹介する。

目次

1. はじめに
2. 特許出願業務における日韓翻訳時の留意事項
 2. 1 韓国で記載不備として指摘される請求項の表現
 2. 2 韓国語翻訳者の観点から見た日本語明細書作成時の留意事項
 2. 3 韓国の実務上、翻訳を誤った場合の問題
3. デザイン（意匠）及び商標出願業務における日韓翻訳時の留意事項
4. 韓国代理人における翻訳業務
5. おわりに

1. はじめに

知的財産権に関連する業務は、出願や紛争等、国境を越えてグローバルに展開される場合が多く、他言語への翻訳はほぼ必須ともいえる状況である。たとえば日本語で出願された第一国出願に基づいて韓国特許出願を行う際には、日本語明細書を韓国語明細書に翻訳しなければならないが、明細書の翻訳文は特許権の成立から権利範囲の解釈にまで大きく影響を及ぼす。

一般的に日本語を韓国語に翻訳する場合には、両言語の語順は同じで文法的にも共通点が多く、同じ漢字文化圏に属することから漢字語の共通表現も多数存在する等の事情により、英語に代表される西欧言語よりも相対的に翻訳は容易であるといわれる。しかし、同じ漢字文化圏であっても、韓国語の漢字の使われ方は日本とさまざまな違いがあり、日本語特有の語法や表現の翻訳しづらさ等を考慮すると、日本語を韓国語に翻訳する場合にも留意すべき多くの点がある。

本稿では、当事務所における韓国出願および翻訳業務の実務経験に基づいて、日本語明細書を翻訳して韓国語明細書を作成する際に生じ得る問題と、これに鑑みた日本語明細書の作成時の留意事項について紹介する。加えて、翻訳作業の業務内容とその課題、及び翻訳による問題を最小化するための努力についても紹介する。

2. 特許出願業務における日韓翻訳時の留意事項

2. 1 韓国で記載不備として指摘される請求項の表現

韓国特許法では、請求の範囲の記載要件として、発明が明確かつ簡潔に記載されることを要求している（特許法第42条第4項第2号）。これは請求項の記載が不明確な発明、又はその記載内容が簡潔でない発明に対して特許権

が付与されると、発明の保護範囲が不明確となり特許権の保護範囲を決定する権利書としての役割を果たすことができなくなるだけでなく、特許要件の判断等もできなくなるため、こうした問題を防止するために規定されている。

請求の範囲の記載要件について韓国の特許審査基準では、請求項に発明の構成を不明確にする表現が含まれている場合には、その発明が明確かつ簡潔に記載されていないものと判断することとし、例外的にそうした不明確な表現を使用したとしても、その意味が発明の説明により明確に裏付けられ、発明の特定に問題がないと認められる場合には、不明確なものとして取り扱わない旨を規定している。これに関して審査基準に記載された例示表現は、次のとおりである。

- 「所望に応じて」、「必要に応じて」、「特に」、「例えば」、「及び／又は」等の字句と共に、任意の付加的事項又は選択的事項が記載された場合
- 「主に」、「主成分として」、「主な工程で」、「適した」、「適量の」、「多い」、「高い」、「大部分の」、「ほぼ」、「略」、「約」等、比較の基準や程度が不明確な表現が使用された場合
- 「…を除き」、「…ではない」といった否定的表現が使用されて不明確となった場合

これらの表現の中には、日本の特許審査実務でも発明の構成を不明確にするものとして扱われるものもあるが、日本では発明の明確性における問題とはならないものもある。その代表的な例として、請求項における「及び／又は」という表現がある。韓国の審査実務では、この表現について必ずではないものの不明確な記載であると判断される場合がしばしばあり、この拒絶理由が指摘されたときには「A 及び／又は B」を「A、又は B、又は A と B」や「A と B の少なくとも 1 つ」に補正して対応がされている。

また、上記の表現のうち「略」「約」は、例えば「基板の移動方向は、基板の表面に対して略垂直である」「組成物 A 中に銅は約 80 重量%である」のように特性や数値限定を示して、所定の誤差範囲又は均等範囲まで権利範囲に含まれると解釈されるよう記載する場合に相当するが、これは韓国では発明が不明確であると判断される可能性がある。さらに審査基準には明示されていない表現として、日本の請求項の記載で時々見られる「実質的に」、「所定の」も韓国では不明確であると判断されることがある。

以上のような表現が不明確であるとして拒絶理由が指摘された場合には、2つの対応案を考慮することができる。1つは、明細書の発明の説明の記載に基づいて、その表現の意味するところが不明確ではないと反論する案である。これは明細書でその表現の意味を明示的に定義している場合などに可能な案である。一方、明細書で当該表現の意味を定義していない場合には、補正により当該表現を削除して対応することが望ましい。

ただし、この場合、補正により権利範囲から削除した表現によって、後にそれが特許権の権利範囲から除外されたものと判断されないように注意する必要がある。韓国でも日本と同様に禁反言の原則が適用されるため、特許出願人は、出願の審査過程の行為や主張に矛盾する主張を後からすることは認められず、請求の範囲を減縮した場合にも、出願人が減縮により権利範囲から除外しようとした意思が存在していたと認められるときは、意識的除外として認定して権利範囲から除外されたものと解釈され得る。すなわち、出願の審査過程で請求の範囲を補正することは特許権の権利範囲を解釈するのに影響を及ぼす可能性がある。例えば請求項の記載のうち「略垂直」が意味することが不明確である旨の拒絶理由が指摘されて、「略垂直」という意味が明細書に記載されていない場合には、「略」を削除する補正を行うことがある。このとき意見書では、「略」を削除したがこれは物理的な「垂直」に権利範囲を限定しようとするものではない旨、そして「垂直」と均等な権利範囲を放棄するものではない旨を明らかにしておくことが望ましい。

2. 2 韓国語翻訳者の観点から見た日本語明細書作成時の留意事項

(1) 「…からなる」

日本の明細書及び特許請求の範囲では「A、B 及び C からなる組成物」のような文句がよく使用されている。この組成物については、A、B、C のみを含んでなる、いわゆるクローズクレームであるか、或いは A、B、C 以外の他の成分を含み得るオープンクレームであるかが問題となり得る。これについて日本の特許請求の範囲では解釈の余地があるものと思われるが、これを韓国語に直訳した場合には、クローズクレームに限定して解釈されるおそ

れが生ずる。このため、出願人は「…からなる」と記載した意図を韓国の代理人に伝え、クローズクレームとオープンクレームのうち、どちらに解釈されるべきかを明確にすることが望ましい。当所の場合、可能な限り広い意味に解釈されるように翻訳をしており、通常、上記の例では「A、B、Cを含む組成物」と翻訳している。これに対し、「A、B、Cからなる群より選ばれる」という文句は、その「群」がA、B、Cのみから選択されるクローズクレームとして解釈されるように翻訳している。

(2) 文章構造を簡潔にし、不明確な修飾関係をなくす

明細書は技術内容を記述するものであるため、文章構造が複雑になる場合がしばしばあるが、これは誤訳の原因になりやすい。文章構造を簡潔にする例としては、短文形態の文章をまず記載し、それに続いてその文章に含まれる各構成の詳細な説明を、別の文章として記載する書き方が考えられる。このように文章構造や修飾関係を明確な記載としておくことで、誤訳を防ぐことができるものと思われる。

(3) 人名、地名、化合物名、技術的造語

人名、地名は明細書に記載されることが時々あるが、その日本語の漢字部分について、その発音が分からず、韓国語に翻訳することが難しい場合がある。このため、漢字と共にフリガナを併記しておくことが望ましい。また、誤訳されやすい複雑な化合物名には、カタカナのみを記載するよりも英文を併記しておくことが好ましい。日本語の技術的造語の場合には、よく使用されない用語であれば、明細書でその定義を明示することが必要であると思われる。

(4) 日本語特有の略語の使用に注意する

今では韓国語でも略語がよく使用されるようになってきているが、日本語の場合は、古くから長い単語を縮めた略語が多く使用されてきた。このような略語は、日常用語だけでなく、技術用語についてもたびたび使用されているが、韓国語に翻訳する際に見慣れない略語の場合には、その意味が理解できずに、誤訳の可能性が生じることになる。代表的な略語の例をいくつか挙げると、次のとおりである。

[略語の例]

略語	正式名称
スマホ	スマートフォン
携帯	携帯電話
デジカメ	デジタルカメラ
カーナビ	カーナビゲーション
パソコン	パーソナルコンピュータ
コスバ	コストパフォーマンス

上記の技術的略語は、広く用いられる略語であることから誤訳の可能性は決して高くはないであろうが、これらは日本語固有の表現であり、韓国語としては、そのまま使用しないものである。仮に韓国語に略語のまま翻訳された場合には、その意味を正確に把握できなくなる。例えば「カーナビ」という日本語表現は「カーナビゲーション」の略語に該当するが、これを韓国語に翻訳する際、単に「カーナビ」と翻訳すると、「カーナビ」は韓国語に存在しない表現であるため審査官が記載不備を指摘する可能性が高い。

仮に翻訳担当者が「カーナビ」の意味を知らない場合など、略語のままの翻訳が看過される場合（たとえば、機械翻訳で「カーナビ」と翻訳され、翻訳チェックで漏れて修正されなかった場合）もあり得る。したがって、日本語明細書を作成する時点から、できるだけ略語の使用を控えて正式な用語を使用することが好ましく、広く用いられる略語を使用する場合であっても、略語の横に括弧で正式な用語を日本語や英語で併記しておくことが望ましい。

(5) 主語又は目的語を省略せず、明確に記載する

日本語は、日常会話だけでなく文書に記載される文章でも、主語や目的語が省略される傾向がある。このため、特許明細書のように発明の内容を説明し特許権の権利範囲を解釈する基準となる文書では、主語や目的語を省略すると内容の正確な把握が難しくなり、その結果、その記載の解釈においても問題が生じることがある。主語又は目的語が省略された文章の例は次のとおりである。

[主語又は目的語が省略された文章の例]

例①：基板の位置の変動を感知すると、これを通知する。

例②：金属を検出すると、検出部は送信する。

この2つの文章は、いずれも概ねの内容は理解できる。しかし、①の文章では主語に相当する文言、即ち、基板の位置の変動を感知する主体と通知する主体が何かが示されておらず、②の文章でも主語と目的語に相当する文言、即ち、金属の検出を行う主体と何をどこに送信するかが明確に示されていない。このような文章をそのまま韓国語に翻訳すると、(原文と同様に) 技術的な内容を明確に理解することが難しくなり得るため注意が必要である。したがって、日本語明細書の作成段階から主語又は目的語が含まれ、その意味を明確に把握できる態様で文章を作成することがより望ましい。

(6) 主語と述語が対応するように文章を記載する

日本語明細書で時々見かける文章の例として、主語と述語が対応しない文章がある。下記の文章を例として示す。

[主語と述語が対応しない文章の例]

2次電池の負極材として望ましい材料は、「A」や「B」で、C製法で製造できる。

この文章で、主語は「材料は」であり、述語は「製造できる」として、主語と述語が対応していると考えられるが、文章の意図が負極材の望ましい材料を示すことにあるのか、そのような材料の製法を示すことにあるのか、不明瞭と認められる余地もあり、これを韓国語にそのまま翻訳した場合も同様のことがいえる。また、このような文章が特許明細書に複数含まれていると、権利範囲の解釈等において問題となることがある。したがって、日本語明細書の作成段階から、主語と述語の対応がより明確な文章を作成することが望ましい。例えば、上記の例として挙げた文章では、次のように記載すれば、主語と述語の対応関係がより明確になる。

[主語と述語の対応を明確にした文章の例]

2次電池の負極材として望ましい材料は、「A」や「B」である。これらは、C製法で製造できる。

(7) 「…して…する」という表現の使用時に注意すべき点

日本語で「…して…する」の形態の表現は様々な意味に解釈され得るので、使用時に注意する必要がある。例えば、下記の文章のような場合である。

[…して…するの表現を示した文章の例]

電圧を印加して電磁波を発生する

この文章を韓国語に翻訳すると、(原文と同様に) 2つの意味に解釈が可能である。ひとつは、2つの行為が直列に連結されて解釈されて、「電圧を印加する第1動作と、それに続いて電磁波を発生させる第2動作」を意味する場合である。もうひとつは、原因と結果として解釈されて、「電圧を印加して(原因)、電磁波を発生させる(結

果)」という意味を表す場合である。もちろん、この文章の前後の文章や段落全体の記載等を参酌して、いずれの場合に解釈されるかが容易に把握可能なこともあり得るが、いずれの解釈になるか曖昧な場合も十分に考えられる。

したがって、日本語明細書に「…して…する」という表現を用いる場合には、この表現の意味するところが明確であるかを確認することが望ましく、もし意味が不明確な場合には、別の表現に置き替えることも検討することが必要である。例えば、原因と結果の関係を明確に示すのであれば、上記文章を「電圧を印加することによって、電磁波を発生する」といった表現にすることも考えられる。

(8) 同音異義語の変換ミスに注意する

日本語には多くの同音異義語が存在するところ、本来の意図とは異なる用語に変換された漢字語が日本語の明細書に含まれていることがある。例えば、次のような言葉があり、実際に韓国語明細書に翻訳する過程で発見された事例も含まれている。

[日本語の同音異義語の例]

こうてい	工程／行程	しじ	指示／支持
じゅうてん	重点／充填	でんかい	電界／電解
せっせん	接戦／接線	しりょう	資料／試料
こうか	効果／硬化	そう	層／槽
しゅさ	主査／主鎖	ちょうせい	調整／調製

こうした日本語での同音異義語の変換ミスは、本来の意味とは明確に異なることが多いため、注意を傾ければ正しい韓国語に翻訳することができる。しかし、翻訳担当者がミスに気づかなかつた場合や、いずれに翻訳してもそれらしく意味が通じる場合には、本来の用語とは異なって翻訳されることもあり、結果的に審査段階で審査官の指摘を受けたり、権利行使の段階となって権利範囲の解釈に問題が生じたりすることも考えられる。日本語明細書における同音異義語の変換ミスが生じないように注意する必要がある。

(9) 数の概念の明確化

英語とは異なり、日本語と韓国語は、数の概念を明らかにせずに物を表現することが可能である。例えば、スイッチ、ボルトのような物（構成要素）を記載する場合には、単数か複数かを明確にしなくてもその意味を理解するのに問題はなく、場合によってはどちらに解釈してもよいことがある。

ただし、発明を説明し、その発明が特許権として権利化された場合に権利範囲の判断基準となる特許明細書では、特定の構成要素が単数か複数かであるかが重要な場合がある。こうした場合に、特に特定の構成要素が複数で備えられるのであれば、明細書の作成段階において複数である点を明確に示しておくことが望ましい。この点は、英文明細書に翻訳される場合まで念頭に入れば、なおさら重要といえる。

(10) 他動詞と自動詞

日本語明細書の翻訳時によく「～を発生する」、「～を満足する」のような表現に接することがある。こうした表現は、他動詞として使用されていると見られ、日本語明細書において「～を発生させる」、「～を満足させる」のような使役形の表現より一般的であると思われる。

これに対し、韓国語では「発生する、満足する」のような動詞は他動詞として使用されず、自動詞でのみ使用される。したがって、「～を発生する」という表現をそのまま韓国語に翻訳すると、語法上不自然な表現となる。こうした表現が問題となって、記載不備が指摘されたり、権利範囲の解釈の問題が発生したりする可能性は非常に稀であると思われるが、韓国語への翻訳の段階で、使役形の表現とされることが望ましいといえる。

(11) 日本語独自の漢字語

日本で使われる漢字語の大部分は、韓国語でもその漢字の音読としてそのまま翻訳すればよいが、日本語独自の漢字語の場合は、韓国語への翻訳時に注意を要することになる。

[日本語独自の漢字語の例]

係合	挿抜	摺動	粗度
当接	突設	封止	弁

こうした漢字語については、そのままの漢字語としても韓国語で表記しても、正しい韓国語とはいえず、実際にいずれの漢字語も標準韓国語辞典には登録されていない。ただし、特許明細書において、これらの漢字語を韓国語で表記することが必ずしも問題となるわけではなく、実際に韓国において、業界で広く用いられている技術用語である場合もある。

こうした状況で、韓国大法院は、2014年に『正しく使う特許訴訟用語』という冊子を発刊し、その中で「日本式用語が使用された場合」という章において上記技術用語を例として挙げて、当該用語は裁判所以外に産業界や特許出願審査業務等で広く使用されているため、抜本的に直すことが難しいという限界を認めつつも、より適切な韓国語表現に変える努力をすべき旨を指摘している。

さらには、標準韓国語辞典に登録された漢字語であっても、実際には韓国でほとんど使われない用語であるため特許出願の審査等で指摘される場合もあり得る。たとえば「推奨」のような漢字語をそのまま韓国語訳として表記すると、非常に違和感を伴う表現となり、これが記載不備に該当すると指摘された事例が過去にあった。日本語の「推奨」については、韓国語でよく使われる「推薦」として翻訳するのが一般的であるといえる。

以上のように、日本語独自の漢字語は、実際には韓国でも広く使用されているものが多数ではあるが、韓国語に翻訳する際には、どのような用語を使用することが最も適切であるかについて翻訳担当者が注意する必要がある。一方で、日本語明細書を作成する立場においても、日本語独自の漢字語を使用する場合には、その英語表現を括弧で併記することによって用語の意味を理解しやすくすることも有効である。

2. 3 韓国の実務上、翻訳を誤った場合の問題

(1) 韓国語主義

韓国特許法では、特許出願書、明細書（請求の範囲を含む、以下同じ）及び図面（図面のうち説明部分）は、全て韓国語で記載しなければならないとされている。したがって、韓国の特許出願手続において提出された、韓国語で作成された明細書及び図面が、明細書等の補正範囲である「特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項」の基準となる。さらには、日本に第一国出願をし、それに基づいてパリ条約による優先権を主張しながら韓国に出願する場合には、韓国に出願する際に添付された明細書及び図面のみが補正要件を判断する基準になる。したがって、韓国出願を行う際に、第一国出願の明細書を誤って翻訳した韓国語明細書を提出した場合には、第一国出願の明細書に記載された内容に基づいて韓国出願の明細書や図面を補正することができない。このため、韓国出願時に誤訳のない翻訳文を作成することが非常に重要である。

(2) 外国語主義の一部導入

2015年から施行された韓国特許法では、韓国語主義の例外として、外国語出願を行うことを可能にする外国語出願制度を導入している。これは明細書及び図面を、例えばパリルートで韓国に出願する場合に、韓国語ではない特許法施行規則で定める外国語で記載できるようにしたもので、現在は英語のみが認められている。この場合に明細書又は図面の補正は、特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面（外国語）に記載された事項の範囲であり、かつ最終韓国語訳に記載された事項の範囲で可能である。即ち、外国語原文明細書等に記載された事項に基づいて補正を行うことができるという点で、原文主義（外国語主義）が一部導入されたといえる。

国際特許出願を韓国語以外の外国語でした場合にも韓国語訳を提出しなければならず、上記と同一の基準で判断

される。即ち、外国語で出願した国際特許出願の明細書及び図面と、韓国語訳の範囲内で補正をすることができる。

(3) 誤訳訂正制度

上述した外国語出願制度により外国語出願を行った場合には、韓国語訳を提出しなければならないところ、この翻訳文に誤訳がある具体的事例を想定してみる。その例として、外国語出願には A の意味で、これを翻訳した韓国語訳には B の意味で記載されて、B が誤訳に該当するとすれば、出願人は韓国語明細書の B を A に補正することを望むことになる。通常の場合であれば、A は韓国語明細書に記載されていないため、B を A に補正すれば、新規事項の追加に該当して補正が不適法であると判断され得るが、外国語出願の場合は、誤訳訂正制度を利用して明細書の誤訳 B を外国語明細書に記載された A に基づいて訂正することができる。ただし、誤訳の訂正は比較的高いオフィシャルフィー⁽³⁾が策定されているため、この点からも、当初から誤訳のない翻訳文を作成することが重要であるといえる。

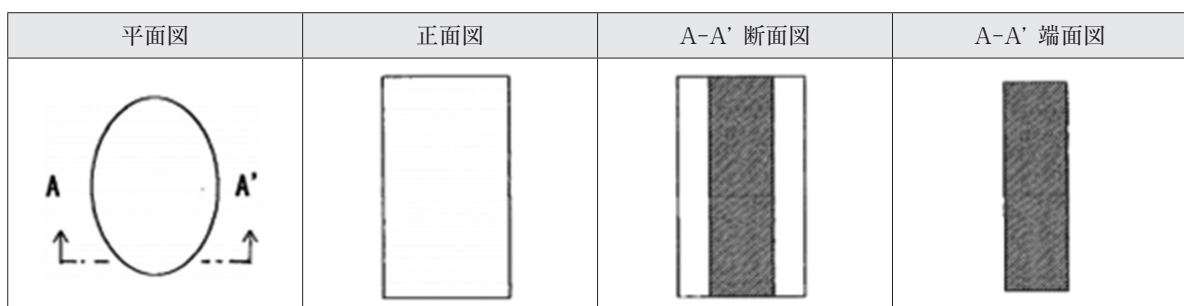
3. デザイン（意匠）及び商標出願業務における日韓翻訳時の留意事項

ここまでは、特許出願業務において日本語明細書を韓国語に翻訳する場合を中心に説明してきたが、特許以外のデザイン及び商標出願の業務で発生し得る日韓翻訳に関する問題について簡単に紹介する。

まず、商標出願業務においては、日本語指定商品を韓国語に翻訳する際に留意する必要がある。指定商品の翻訳が正しいか否かによって商標権の権利範囲が変わり得るためである。大部分の日本語指定商品は、そのまま原文に忠実に翻訳しても問題ないが、代表的に下記のような日本語指定商品については、その原文の意味から韓国語訳の意味が変わりやすいため、注意する必要がある。

日本語原文	日本語の意味	韓国商標出願時の参考事項
被服（ひふく）	衣類、帽子を含む	日本語「被服」は「衣類、帽子」をいずれも含む概念なので、韓国出願時に「衣類、帽子」に区分して指定する必要あり
人参（にんじん）	キャロット（carrot）	日本語の「人参」はキャロットを意味するが、「人参」を文字通り韓国語に翻訳するとキャロットではなく日本語の「高麗人参」を意味するため正確に翻訳して区分を指定する必要あり
電子計算機（でんしけいさんき）	コンピュータ	日本語の「電子計算機」は韓国語で「コンピュータ」を意味するため、「コンピュータ」と翻訳する必要あり（参考までに、韓国語の「電子計算機」は「卓上計算機」を示す用語である）
〇〇の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供	小売り業	韓国出願時には短く「小売り業」と記載しても十分

デザイン出願業務では、権利の性質上、翻訳が寄与する度合いが低いですが、デザイン図面を表す用語として日本語から韓国語への翻訳で誤訳が発生しやすい代表的な事例がある。その一例として、日本語の「断面図（だんめんず）」と「端面図（たんめんず）」は、韓国語では漢字語として同音異義語の関係となる。断面図は「切断面以外の



部分も図示」した図面を意味するが、端面図の場合「切断面のみを図示」した図面を意味するので、韓国出願時にはこれを区別して翻訳する必要がある⁽⁴⁾。

4. 韓国代理人における翻訳業務

4. 1 翻訳業務の基本的な流れ

韓国代理人における日本語明細書の韓国語翻訳における業務の流れの例を、当事務所の翻訳業務に基づいて、以下、簡単に紹介する。

初めに、翻訳ソフトウェアによる機械翻訳を行う。機械翻訳を行う理由は、i) 日本語と韓国語では、共通する漢字語が多く、語順も同一であり、他の言語間の翻訳に比べて機械翻訳の正確性が担保され、ii) 人為的な翻訳抜けを最大限防止することができ、iii) 翻訳担当者別に翻訳品質にバラつきが生じるのを防止して、均一な品質を担保するのに有用だからである。なお、近年の技術進展が著しい AI 翻訳は、かえって日韓翻訳では翻訳抜けや訳語表現のバラつきが生じる原因となるため、利用しない方が望ましいと思われる。

続いて、各技術分野別担当者が機械翻訳された明細書全体を日本語明細書と細かく対比しながら検討する。具体的には、翻訳文全般にわたって技術的表現が正確に翻訳されているか、訳語の抜けや文脈上不適切な表現はないか等を重点的に検討する。必要な場合には、明細書の参考用英訳文も参考にしながら検討を行う。検討作業を終えた翻訳文は、技術分野別チーム長が再度レビューを行い、特に特許請求の範囲の翻訳に問題がないか等をチェックする。

最後に、図面符号、数字、単位、専門用語等の抜けや誤りがないか、書式において問題はないか等を最終的に点検し、問題がなければ出願手続を進める。

4. 2 翻訳業務の品質向上の努力

日本語明細書の韓国語翻訳においては、優れた翻訳品質を一貫して維持するとともに、技術の発展や業界の動向に合わせて翻訳品質を向上させていくことが重要である。そのために韓国代理人として必要な取り組みを、当事務所の事例に基づいて紹介する。

(1) 独自のデータベース構築による翻訳ソフトウェアの活用

韓国語の機械翻訳結果の品質向上のため、翻訳ソフトウェアのデータベースを独自に構築し、持続的にアップデートを行っている。たとえば、各種の技術用語、専門用語、新造語等の用語や、上述したような日本語の多様な表現及び文章を、事務所独自のデータベースに登録して翻訳に活用している。当事務所では、一般の辞典の単語以外に独自に登録した単語数は約 85,000 に至り、毎年、2,000~3,000 程度の単語を新たに登録している。

(2) 翻訳担当者に対する定期的な教育

翻訳業務の過程で把握された新たな表現や間違いやすい表現、それ以外にも多様な事例等を定期的な教育を通じて担当者に熟知させることによって、翻訳の品質が均一に維持されるようにしている。

4. 3 その他の翻訳業務における課題

翻訳業務を実際に行う担当者は、日本語明細書の翻訳業務において、さまざまな翻訳上の課題に直面する。実際の翻訳業務において特に注意を要する事項としては、本稿で既に説明した事項のほかにも、次のような事項がある。

- 辞典やインターネット等で十分に検索されない専門用語が含まれている場合
- 表や図面の視認性が低い、又は不明確な記載が含まれている場合
- 表や図面に明細書の記載とは関連のない内容が記載されている場合
- 韓国語で様々な意味に翻訳される単語が含まれている場合（例：ごとに、バラツキ等）
- 複合動詞を翻訳する場合（辞典的に翻訳すると、韓国語上、不適切な場合があるので、慎重に翻訳する必要がある）

ある)

一方で、こうした翻訳業務を容易にするためには、日本語特有の用語や表現については括弧で英文が併記されているか又は明細書の参考用英訳文があると、翻訳担当者にとって非常に役立つという意見も当事務所内では多数あった。

5. おわりに

以上、特許出願業務を中心として、韓国出願をするにあたって日韓翻訳で発生する問題や実際の翻訳業務について紹介した。韓国語への翻訳業務においては、最近ではコンピュータソフトウェアを利用することも多くなったが、出願時の日韓翻訳においては、依然として日本語の正確な解釈と適切な韓国語選択のために翻訳担当者による検討作業が重要である。日韓翻訳において発生しがちな問題を予め把握することで、日本語明細書を作成する上でも参考となれば幸いである。

(注)

(1) 金・張法律事務所の韓国弁理士 (sskim1@kimchang.com)

(2) 金・張法律事務所の韓国弁理士 (jlee2@kimchang.com)

(3) オンラインで提出する場合、基本料金7万1千ウォンに請求の範囲の1項毎に2万2千ウォンを加算した金額である。

(4) たとえば、日本語の「断面図」「端面図」は、それぞれ韓国語では「断面図 (단면도)」、「切断部断面図 (절단부 단면도)」と訳することができる。

(原稿受領 2023.2.24)